

平成25年度小水力発電導入促進モデル事業費補助金
【小水力発電導入促進モデル事業】に係るFAQ

平成25年6月20日

<補助対象事業>

No.	Q	A
1	自社で新たに水車発電機を開発した。これまで水車又は発電機の納入実績は無いが、小水力発電設備メーカーとして申請することは可能か？	水車又は発電機の製造納入実績がなければ小水力発電設備メーカーとしては認められません。
2	これまで発電事業を実施したことはないが、発電事業者として申請することは可能か？	今後発電事業者となる計画があれば申請可能です。ただし、発電事業に関するノウハウがなければ事業運営が困難なため、実施体制を整える必要があります。
3	実証しようとする課題解決は、水車発電機と関係ない内容であるが、モデル事業として問題ないか？	公募要領に記載のとおり、コスト低減に資する技術の開発・実証等であれば問題ありません。
4	実証内容が小水力発電設備メーカーと関係のない内容のため、特に費用負担は発生しないが良いか？	共同事業者は必ず費用負担していただきます。実証事業の内容を整理し、共同事業者間の役割分担を明確にしたうえで必ず費用を計上してください。
5	他でも納入実績があるパッケージ型の水車発電機を採用すればコスト低減に繋がる。特に実証するテーマは無いが、補助対象事業として認められるか？	コスト低減に繋がっても、他で納入実績のある水車発電機を導入するだけではモデル事業の対象となりません。モデル事業としての課題解決がなければ事業として認められません。
6	小水力発電設備メーカーであるが、今後発電事業を実施する計画であるため、単独で申請したいが問題ないか？	発電事業を実施する計画があれば問題ありません。ただし、発電事業者として事業を円滑に進めるため実施体制を整える必要があります。
7	現時点でコストダウンが見込める事業内容であるが、実証試験の結果コストダウンが見込めなかった場合は、補助金を返還することになるのか？	きちんとした手順を踏んで実証を行い、結果として効果がなかった場合は補助金の返還は求めません。このため、申請時点で十分な根拠に基づく事業計画とする必要があります。
8	モデル事業で新たな水車を開発するための基礎研究を実施し、最終的に実証設備を導入することを考えているが、モデル事業として申請することは可能か？	基本的に実用化に向けた試験設備を用いた事業が対象となりますので、基礎研究は対象外となります。
9	計画している設備の出力は0.7kWであり、四捨五入すれば1kWとなるが規模要件を満たしていることになるか？	小数点以下は切り捨てになるため規模要件を満たしていません。実際に導入する設備のスペック、関係法令の許認可出力とも1kW以上である必要があります。
10	実証のテーマを実施するためには、小水力発電設備メーカー以外のメーカーも共同事業者として事業を実施する必要があるが、3社以上での共同申請は可能か？	可能です。ただし、各事業者間の役割を明確にして事業を実施するとともに、必ず共同事業者全てに費用負担していただくことになります。
11	財産処分制限期間内は固定価格買取制度(FIT)の適用を受けないこととなっているが、FITの単価で売電契約を締結しなければ設備認定を受けても問題ないのではないのか？	FIT適用の有無については、設備認定を受けているか否かで判断するため、設備認定を受けないことを条件とします。
12	財産処分制限期間内はFITの適用を受けないこととなっているので、発生した電力は売電することができないのか？	FITの設備認定を受けずに、電力会社との相対契約による売電は可能です。
13	法令等の手続きや申請等が公募申請期間に間に合わない場合、申請をすることができないか？	試験設備の導入が当該年度でなければ申請は可能です。その場合、手続き等の協議中であるエビデンスとして議事録等が必要となります。なお、設備導入までに許認可を得てください。

14	補助金1件あたりの上限額は決められているか？	上限額はありません。ただし、予算の範囲内で交付決定を行うこととなるため、要件を満たしている場合であっても減額や不採択となる場合があります。
----	------------------------	---

<補助対象経費>

No.	Q	A
1	流量調査を実施する予定であるが補助対象となるか？	事前調査等に該当しますので補助対象外となります。
2	関係法令の申請資料作成のための外注費は補助対象となるか？	基本的に、申請時に関係法令の許認可を得ておく必要があるため、このような費用は事前調査費等に該当することから補助対象外となります。
3	実施設計を自社で実施する場合は、設計費と諸経費のどちらに計上すべきなのか？	設計費に計上してください。自社で実施する場合は利益排除を実施する必要があります。
4	除塵や除草、定期巡視に係る費用は補助対象経費として計上できるか？	メンテナンス費用に該当しますので補助対象外となります。実証試験経費で認められるのは、実証試験のためのデータ取得、分析等に係る労務費、旅費等になります。
5	打合せのための移動時間の人件費は計上することが可能か？	可能です。移動と打ち合わせに要した時間に相当する人件費を計上してください。

<見積・契約・発注>

No.	Q	A
1	交付決定前で見積もりは有効か？	見積もりの徴収のみで、発注を行っていない場合は問題ありません。入札については、交付決定後の開札であれば問題ありません。
2	昨年度3社見積もりで発注した業者に、今年度は随意契約することは可能か？	昨年度の契約実績に基づき随意契約することは認められません。3社以上での見積もりを行ってください。
3	入札した結果、1社しか応札しなかったが有効か？	3社以上が原則となります。3社に満たなかった場合は速やかに連絡願います。
4	随意契約として認められるものはあるか？	原則として随意契約は認められません。詳細については契約手続き前に個別に相談ください。
5	継続事業の場合、交付決定日以前の発注は可能か？	継続事業の場合、事業期間内であれば発注は可能です。ただし、交付決定日以前の事業の実施は補助事業者のリスクで行うもので、交付決定を保証するものではありません。
6	当年度事業完了日から3月31日までに実施する工事は、次年度の支払いとして良いか？	事業完了日から3月31日の間に実施した工事は補助対象となりません。

7	当年度事業完了日から3月31日までに次年度以降の工事の契約手続きを行っても問題はないか。	事業完了日から3月31日の間は、契約手続き等も行うことができません。
---	--	------------------------------------

＜人件費＞

No.	Q	A
1	業務日誌の印鑑は誰が押印すれば良いのか？	業務内容と従事時間を確認できる責任者が押印してください。
2	タイムカードは無いが問題はないか？	会社で定める出勤簿を用意ください。もし出勤簿もないようであれば、出勤簿の様式を定めて作成してください。
3	本事業に専従しているため、タイムカードがあれば業務日誌を作成しなくても良いのではないのか？	タイムカード(出勤簿)とは別に、必ず具体的な業務内容を記載した業務日誌を作成してください。
4	出向社員であるが、健保等級の証明は出向元からもらうことになるのか？	出向社員など、事業従事者に対し補助事業者以外から給与等が支払われている場合は、補助事業者が負担した分のみを計上してください。

＜旅費＞

No.	Q	A
1	社内規程では、交通費と合わせて日当、宿泊費を支給することになっているが、日当、宿泊費も計上して良いか？	社内規程に基づき計上して問題ありません。ただし、食事代として支給されるものは認められません。
2	出張に関して、社内規程では出張命令や出張の事前承認を得ることになっていないが問題ないか？	社内規程等で定めがない場合は、同規模の企業の運用を参考にルールを策定する等、合理的な運用を心がけてください。
3	出張報告は、必ず作成する必要があるのか？	出張に行ったエビデンスとなりますので、その都度作成し、責任者まで承認を得てください。

＜利益排除＞

No.	Q	A
1	元請けの下の一次下請けに関係会社が入っている場合は利益排除の対象になるのか？	利益排除の対象となりますので、一次以下の下請け業者も把握してください。
2	原価に見込める具体的な費目はどのようなものか？	補助事業として採択された事業者を対象に実施する採択者説明会資料に例を記載しております。

3	原価を算出するための人件費や部品の購入費用等については、それを証明する証憑類が必要になるのか？	人件費であれば、従事したことを証明する書類、給与等の支払い証明、購入品についてはその支払い証明等が必要となります。
---	---	---

＜実績報告書＞

No.	Q	A
1	実績報告書には、支出のあった全ての金額が個別にわかる資料を添付する必要があるのか？	必要になります。 経済産業省の補助事業事務処理マニュアルに則った資料を添付していただきます。
2	自社で設計を行った場合、外注した場合と同様に成果品を添付する必要があるか？	支出に対する成果を添付していただく必要があります。
3	事業期間は2月末まで認められるため、2月末日に支払いを行った場合実績報告書の提出が3月になるが問題ないか。	全ての証憑類を整えた上で実績報告書を2月末日までに提出していただくこととなりますので、これを考慮し支払い等を行うよう計画してください。
4	実績報告書と併せて事業概要報告書を提出するよう記載されているが、どのような内容の資料になるのか？	当該年度に実施した事業の内容について概要版を提出していただきます。書式については別途協議会から送付します。

＜計画変更について＞

No.	Q	A
1	補助対象経費ではなく補助事業に要する経費が増額になった場合も計画変更の対象になるのか？	計画変更の対象となります。
2	申請時に計上していなかった工事や設備を追加で実施する場合、費目の予算内で対応可能であるが計画変更の対象となるか？	申請時の事業計画の内容が変更されているため、計画変更の対象となります。
3	水車発電機のメーカーが確定し機器の出力が増加した場合は計画変更の対象となるか？	計画変更の対象となります。この他にも河川法の協議において出力や使用水量が変更になる場合がありますが、これらも計画変更の対象となりますので留意願います。
4	出力変更はないが、水車を1台から2台に変更する場合は計画変更の対象となるか？	計画変更の対象となります。